

総会議事録

1 開催日時 令和5年1月25日（水）14時00分～15時00分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（30名）

○農業委員（17名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 9番 朝長 洋子 10番 松下 善光
12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 15番 寺坂 哲郎
16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（13名）

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 6番 福田 文夫
7番 林 敏弘 9番 山浦 弘之 14番 瀬戸口裕子 11番 山上 傳
13番 上野祐太郎 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 優
19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（1名）

8番 吉崎 邦幸

○農地利用最適化推進委員（6名）

2番 平山 清孝 5番 井上 秀明 8番 一瀬 晃 10番 川副 博司
12番 井本 忠之 18番 梶原 茂

5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第10回農業委員会定例総会」を開会します。

2 会長挨拶

○会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

8番 吉崎 邦幸農業委員、2番 平山 清孝推進委員、5番井上 秀明推進委員、8番一瀬 晃推進委員、10番 川副 博司推進委員、12番 井本 忠之、及び18番 梶原 茂推進委員から欠席の届が出ています。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、5番 田川 康浩農業委員、15番 寺坂 哲郎農業委員にお願いします。

4 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

1ページ。第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、現況 宅地、面積176㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、平成14年8月21日付で農地転用許可を受け、自己住宅を建築していたが、境界を誤認してコンクリート擁壁を築き、住宅用地の一部となっていた事案の追認案件です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2~0.9m、現状の擁壁により、土砂流失の恐れはないとしています。

隣接農地は申請者の農地のみとなります。資金については、転用済みのため資金は発生しません。なお、本申請に際して、顛末書が提出されています。

今回、隣地農地の転用を計画するにあたり調査を依頼したところ、無断転用が判明したことの報告を受けています。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明があったとおりです。ここは、平成14年に新築をするときに庭と農地の境界を勘違いされて、そこに擁壁を作っている。その前が3,000㎡ぐらいの畑があるが、その一部を分筆して宅地にしないといけない部分を忘れておられたように思います。スライドでわかる通り、建物は建っていないが庭として現況使われている形です。もう長年、このままの状態であり、簡易追認許可相当という県の判断も出て、顛末書も出ているようですので、差し当たりないかなと思います。皆様のご意見をお願いいたします。

○議長

1番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番竹松は、許可相当とします。

次に、2ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、西部町の農地、地目 田、登記面積51㎡、実測280㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は賃借権です。

本件は、賃借人が経営する事業所の従業員及び来客駐車場用に露店駐車場10台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地です。

なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「既存施設の拡張」に該当します。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存の擁壁により土砂の流失はないとしています。雨水排水は既存集水桝から河川へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接に農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、県道沿いで、借りる人は化学薬品会社ですが、その駐車場が狭いということで少し離れた所になるが賃貸したいという話があるようです。上の方は、鉄工所で農地はありません。反対側の県道側は田んぼが広がってるんですけど、別段、農業に支障するところではありません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、溝陸町の農地、地目 畑、面積383㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権です。

本件は、先月申請取り下げがあった事案です。現状復旧が確認されましたので、今回審議をお願いするものです。内容は、使用借人が実母から土地の使用貸借により、個人住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は道路側溝へ接続放流。汚水、生活雑排水は、公共下水道に接続するとしてあります。隣接に農地はありません。

資金については、融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

日曜日に4名で確認しました。畑の状態に戻されておりまして、いま説明があった通りです。何も問題ないと見てきましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長

2番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

ここは先月、取り下げということで、実は1月4日の日に申請者から私に電話がありまして、この行政書士から連絡がないということでした。結局、土砂を早く入れたために取り下げになりましたと説明しました。それで、早く土砂を取り除いて新たに申請してくださいと言ったところ、1月6日の夕方に行ったら、土砂を片付けてありました。そういう状況です。

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、赤佐古町の農地、地目 畑、面積722㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、木造2階建ての賃貸住宅1棟、入居者用駐車場を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.8m、コンクリートブロック塀の土留め工事を施し、土砂の流出を防止するとしています。雨水排水は、既存道路側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接に農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明がありましたけども、周りに農地はありません。下に雑種地とあります

が、ここは保育施設の駐車場になっています。何ら支障はないと見てきました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、三城町の農地、地目 畑、面積803㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画、位置指定道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.05から1.87m、盛土0.15から0.42m、擁壁を設けるとしています。

雨水排水は、計画地内道路に側溝を設け、既存側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。農地が北側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

集落ではないのですが、家が何軒か並んでいる所です。周囲には農地はほとんどないのですが、先ほど言われたように北側に赤道を隔ててミカン園があります。申請地が下にあり、ミカン園が上がっているのです。日照には問題ないと思います。特に問題ないと思って見てまいりました。以上です。

○議長

4番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、合計面積293㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1.2m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するしてあります。隣接農地は、西側と東側にあります。

資金については、融資証明書を確認してあります。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、数年前に下のところに道ができて、西側に宅地が開発されたところです。事務局から説明がありましたとおり、ここは道から下の方は50センチ、上の方が1メートルちょっと下がっています。道並に上げるということで、側溝もありますし、公共下水道も通っていますし、何ら問題ないと見てまいりましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。
続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、富の原一丁目の農地、地目 畑、合計面積325.83㎡、譲渡人所有の併用地を含む全体面積は342.11㎡です。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、既存コンクリートブロックにより土砂流失等の恐れはないとしています。雨水排水は、計画地内に集水桝を設け、既存水路に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されたとおりです。周辺は宅地に囲まれていて、南側の農地は擁壁で仕切られています。雨水雑排水は農地には流れない。公共下水道も整備されていますので、南側の農地には影響しないということで許可相当かと思っています。ご審議お願いいたします。

○議長

6番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、福重町の農地、地目は記載のとおりです。合計面積3,681㎡。市が管理する併用地を含む全体面積は3782.72㎡です。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が建築条件付き売買予定地13区画、道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高3.0m、盛土最高3.0m、計画地南側にコンクリート擁壁、東と西側は間知ブロック積みを施すとしています。雨水排水は、計画地内道路に側溝を設け、西側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。

隣接の農地はありません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

また、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、許可申請の事前協議として、各機関から意見として必要な手続きの個別協議が進められ農業委員会として農地転用許可申請に際し、個別協議を行ったところです。

現在、本開発は許可申請手続きに入り、各機関の許認可や協議書の取り交わしの完了後、開発許可される見込みです。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今ありましたように、周りにはほとんど農地もございませんし、この農地を利用した、下の水田等も見当たりませんので、何ら問題ないということで見えてまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

7番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

続いて、8番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番松原、松原2丁目の農地、地目 田、面積371㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権です。

本件は、使用借人が義理の父の農業を手伝うため、土地を借り受け自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水は境界北側に排水路を設け、既設水路に放流。汚水と生活雑排水は、公共下水道へ接続するとしてあります。隣接する農地が、南北と東側にあります。資金については、融資事前審査結果の通知を確認してあります。

○議長

それでは、8番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、説明があったとおりですが、この譲り渡し人の娘さんが2人おられまして、その妹さんの旦那さんが義理のお父さんの農業を手伝うために、すぐ近くに家を建てるということです。下の段には地目は田ですが、デコポンを植えられていて、それから住宅の先の方、上の畑になっている所も地目は田ですが、イチジクを作っておられます。

水利的には、別に問題はなかったです。そして、農業用道路も前に2メートルの道路を設けるということで、農業をするには支障はないと思います。別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

8番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番松原は、許可相当とします。

次に、4ページ、第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積1,455㎡、当初転用者が計画変更の申請者です。

本件は、当初転用者が令和2年6月と同年10月にコインランドリーと駐車場用地として転用の許可を受け、計画の実施予定でしたが、近隣に同様の施設が建設されたため、事業計画を賃貸住宅2棟及び入居者用駐車場22台分を整備するための計画変更申請です。

場所は、スライドをご覧ください。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に雨水路を設け、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接に農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されましたが、令和2年の最初の転用計画の時に、土地の造成までは終わっていて、雑種地の方に、立派な水路がブロックでできています。そして下の宅地はもう申請が出てる所と同等の高さで造成されています。そういうことで、以前の計画の時にも問題ないということで、今回の計画も農地には全く影響は無いと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

1番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番竹松は、承認相当とします。
続いて、5ページ。第4号議案「農地法第5条の規定による買受適格証明願の件（知事処分）」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

1番竹松、富の原1丁目1487、地目 畑、面積991㎡、申請者は、記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

願出人は、令和4年12月6日付けで長崎地裁大村支部が公告した期間入札に応札するため、買受適格証明の願い出をしたものです。

民事執行規則第33条の規定により、農地の買受申出をする者は、買受適格証明が必要となります。本件の願出人は、農業者ではないため農地としての買受ができませんので、農地法第5条転用が条件となります。

つきまして、本件の農地が買受後の転用許可が認められる者であるかを判断することとなります。

転用の計画は、分譲宅地3区画と道路を造成して販売するものです。被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、各区画ごとに浸透柵を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。

隣接する農地が、西側と東側にあります。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先週の土曜日に4名で見てまいりました。確かに周りが畑に囲まれた所ではあるのですが、水路に関しては特に問題がないということで見えてまいりましたが、日照権といいますか、ここに宅地が建つことで、作物に影響が出るのかなとは思っています。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

1番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

5条の規定による買受適格証明願いというのはどういうものになるのですか。

○事務局

少し、冒頭のご説明でも触れましたが、こちら、裁判所が民地を売り払うという手続きがなされています。手放される理由っていうのはちょっと事務局は確認できないところですが、

この期間中に誰かこの農地を買いませんかと公告してあります。そこで入札に参加したいという方は、農地を取得できますか、というような適格者証明というのが必要になります。当然農家であれば農業者である証明っていうのを持っていたら結構なんですけど、今回は不動産の方ですので転用の許可相当のものが必要ということで、今回この転用の許可が認められるものかどうかをご判断いただくということになります。以上です。

○委員

誰の農地かは聞くことはできるんですか。

○事務局

この土地は競売に掛けられていまして、この土地は長崎県信用保証協会に差押えされている所です。現地の写真を見ていただくと耕作がされているようなので、裁判所の方がこの耕作をしている人たちの調査を事前されているようです。言ってしまうと、誰かが勝手に耕作をしているような所になっています。土地はすでに長崎県信用保証協会が差し押さえていますので、この転用予定者の方が、競売の買い受け適格証明というのをとられて、その証明があれば競売に参加が可能となり、そこで何も問題なければ取得ができるような形で転用されるということになります。以上です。

○委員

ちょっとお尋ねです。写真を見れば、家の方にも畑のようなものがあるようなんですけど、日照関係はどうなってるんでしょうか。家が建った後に日当たりが悪くなったりとかしないように日照が当たるように控えて建てるとか条件とかないんですか。

○委員

南側は日が当たる。西日は少しさえぎられると思います。

○委員

今のいきさつを聞いていて、釈然としないなっていうのが率直な気持ちです。例えば、一般的な売り買だと、どういった建築物を建てるというのがあって、具体的にいろいろ検討できて、それであれば問題ないと判断できる。今の段階では、判断がなかなかできにくい。もう少し慎重に審議をする必要があるのではないかと思います。例えば隣接の耕作者の所有者のご意見を伺ってみたりとか、過去のこういった事例の審議の場でも、そういった審議をした経過があると思う。できるだけ栽培をされてる近隣農地の皆さん方のご意見を大事にしながら許可を出していくというのが一番、農業委員会に求められるんじゃないかなと思うています。

○議長

他にありませんか。それでは、他にないようでございますのでお諮りします。

1番竹松について、ご異議はありますか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、支障ない旨の意見を付して知事あて進達することとします。

次に、6ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案1番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積654㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、前所有者の被相続人が大阪在住であり、相続されて以降、長年耕作されておらず、自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番について、1番三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

まず、申出人が大阪の人ということで、私も知らない人だと思っていました。実はこの方の祖父の方が今村出身で、鉄工所を経営されて、諫早に住んでおられました。その方の娘さんが申請人の母親ということで、母親が亡くなられて、今度申請があったということです。この前見に行ったのですが、もう数年前から女竹がいっぱい生えて、もう農地にはならないと思います。それで妥当だと確認してまいりました。皆様の審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番について、何かご意見、ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、7ページ。第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、1番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積2,276㎡。貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は露地野菜の栽培を計画しており、利用権は記載のとおりです。

2番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,663㎡。貸付及び借入申込者

は記載のとおりです。

借入申込者は露地野菜の栽培を計画しており、利用権は記載のとおりです。

3番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積1, 391㎡。貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は露地野菜の栽培を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上、第6号議案の借入申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第6号議案は、承認することとします。

○議長

次に、8ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、9ページの第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案及び第8号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、併せてご説明します。

資料1をご覧ください。資料1の左から4列目までは、集積計画です。3列目から7列目

までは配分計画です。

資料1の1番は、第7号議案の1番福重、第8号議案の1番福重です。

福重町の農地、合計面積6,795㎡。

配分計画の借入申込者は、水稻の作付けを計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2番は、集積済みで、第8号議案の2番福重です。

寿古町の農地、合計面積11,860㎡。

配分計画の借入申込者は、水稻の作付けを計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案及び第8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案については、承認することとし、第8号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、10ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、立福寺町の農地、地目 田、面積1,103㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

2番福重、立福寺町の農地、地目 田、面積1,361㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第1号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。